

会津美里町分別収集計画

(第 10 期)

令和4年5月

福島県大沼郡会津美里町

会津美里町分別収集計画

目 次

1 計画策定の意義	・・・2
2 基本的方向	・・・2
3 計画期間	・・・2
4 対象品目	・・・3
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	・・・3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	・・・4
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	・・・7
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	・・・8
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	・・・9
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	・・・9
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	・・・10
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	・・・10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R運動(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・町それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の基本方針である、容器包装廃棄物の4R運動を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 基本的方向

容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを実現するには、環境負荷の低減へ向けてすべての関係者が一体となった取組を行うことが必要であります。

このことから、町民、事業者及び町が一体となって取り組む廃棄物の4R運動を通じて、本町における循環型社会の構築を目指すことを基本的方向とします。

<廃棄物の4R運動の推進>

REFUSE (リフューズ)ごみとなるものを断わる

REDUSE (リデュース)排出抑制

REUSE (リユース) 再使用

RECYCLE(リサイクル)再生利用

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、令和7年度に見直しを行います。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

本町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりです。

（単位：トン）

容器包装廃棄物	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器 （スチール缶）	30.61	28.82	27.83	27.40	26.97
アルミ製容器 （アルミ缶）	48.34	45.50	43.94	43.26	42.58
ガラス製容器 （無色ガラスびん）	78.95	74.32	71.78	70.66	69.55
ガラス製容器 （茶色ガラスびん）	61.23	57.64	55.66	54.80	53.94
ガラス製容器 （その他ガラスびん）	17.12	16.12	15.56	15.32	15.08
飲料用紙容器 （紙パック）	21.75	20.48	19.77	19.47	19.16
ダンボール	134.54	126.65	122.31	120.42	118.52
紙製容器包装 （その他紙製容器包装）	110.37	103.90	100.34	98.78	97.23
ペットボトル	83.78	78.87	76.17	74.99	73.81
プラスチック製容器包装	297.27	279.85	270.26	266.07	261.88
合 計	883.96	832.15	803.62	791.17	778.72

（算定方法）

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、環境省が平成 28 年度から令和2年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率及び平均値を、本町のごみ排出量計画値に乗じて算出しました。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

限りある資源の有効な活用と廃棄物の削減を図るため、ごみの減量化に関する目標に向けたごみ排出抑制の方策は次のとおりとします。

〔町民が実施すべき事項〕

ごみの減量化やリサイクルの推進には、主役である町民の消費者としての行動が事業者や行政の行動を方向づける大きな力となることを認識することが重要であります。

そのためには、生活のあらゆる面で工夫を重ね、ごみの減量化に取り組んでいかなければなりません。ごみになるものは、使わない、求めないなどのライフスタイルを確立することが必要であり、再資源化を促進するため、ごみを分別排出し、販売店への返却や集団回収に積極的に参加するとともに、行政が実施する施策に協力することが必要であります。

町民の役割

- ①使い捨て製品や容器の安易な使用を自粛する。
- ②使用期間の長い製品、リサイクル可能な製品、容器、再生品、環境にやさしい商品を購入し、使用に努める。
- ③物を大切に使い、修理、再生に努める。
- ④買い物には、マイバックを持参することを心がけ、レジ袋を受け取らないよう努める。
- ⑤不用品等はバザー等を活用し、再使用に努める。
- ⑥回収ルートのあるものは、排出せずに活用する。
- ⑦地域における古紙等の資源物集団回収への積極的な参加、協力する。
- ⑧生活環境に支障がない範囲で、生ごみの堆肥化等自ら処理する。
- ⑨分別収集等行政が実施する排出抑制・再資源化の施策に協力する。

〔事業者が実施すべき事項〕

事業者は、自らの事業活動によって発生するごみ及び地球環境等への影響を考慮し取り組む必要があります。このためには、事業活動に伴って発生するごみは、自らの責任において適正に処理・処分をし、また、使い捨ての商品、容器製造、販売の自粛や過剰包装の抑制等ごみの発生量の抑制に取り組んでいかなければなりません。

さらに再資源化可能な商品の開発、原材料の利用、回収体制の整備を図るなど、再資源化に取り組んでいかなければなりません。

(1)事業者共通の役割

- ①事業活動に伴って生じるごみは、発生抑制、再資源化を図るなど自らの責任において適正な処理、または処分する。
- ②多量のごみを発生する事業者は、発生抑制、再資源化計画を定め、その計画に基づ

き実行する。

- ③従業員のごみ発生抑制・再資源化に対する意識の高揚を図る。
- ④過剰包装・トレイ製品の使用を自粛する。
- ⑤事業者も地域の一員として、あるいは事業者同士が連携して、地域の資源物集団回収等へ積極的に参加、協力する。
- ⑥ダンボール、紙類が多量に発生する事業者は、リサイクルボックスを設置するなど、資源回収の促進に努める。
- ⑦生産・流通業者は、再資源化を促進するため、再生資源業者を積極的に活用する。
- ⑧事業活動によって生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努める。
- ⑨ごみの減量化や適正処理について、行政の施策に協力する。
- ⑩容器の利用業者及び製造業者は、再商品化に努める。

(2)生産事業者の役割

- ①使い捨て商品の製造を自粛し、再生利用が可能な商品へ転換する。
- ②使用期間の長い製品、再資源化可能な製品、再生品、環境に優しい商品を製造し、また、商品の修理体制を充実し再利用がスムーズにできるよう配慮する。
- ③古紙・鉄・アルミ等のリサイクル原料を積極的に利用する。
- ④材質を表示するなど、消費者が分別しやすい商品を製造する。
- ⑤ごみになったとき、処理、処分しやすい商品を製造する。
- ⑥物の製造、加工等に際して、その生産物が廃棄物として排出されたときに処理が困難とならない商品の開発に努める。

(3)流通事業者の役割

- ①使い捨て商品や容器の販売を自粛する。
- ②使用期間の長い商品、再資源化可能な製品・再生品、環境に優しい商品を販売するよう努め、ごみになったとき、処分、処理しやすい商品を販売するよう配慮する。
- ③事業者ごとに自主的な包装基準を設け、簡易包装を徹底する。
- ④牛乳パック、ペットボトル等再資源可能な包装材、容器等を回収する。
- ⑤事業者としての取組を、消費者に理解されるよう PR する。

(4)大規模開発等に関わる事業者の役割

大規模開発事業者が開発をしようとする場合には、町民のごみ排出基準に従った分別排出及び資源物の資源化を図るよう協力を求めます。

- ①大規模住宅開発の事業者に対して、開発段階から分別収集、ごみの発生抑制、再資源化等円滑な実施方策の確立を図るよう周知する。
- ②工業団地等における多量にごみが発生する事業所は、発生抑制、再資源化に関する計画を策定し、ごみの自己責任による処理を積極的に取り組む。

〔町が実施すべき事項〕

町は、町民・事業者の排出抑制、再資源化の実践が円滑に推進できるよう施策を講じていきます。これには、町民・事業者の協力を得るために普及、啓発活動を強化するとともに、町民、集団回収団体、事業者、資源回収業者の支援を行っていくことが必要です。

さらには分別収集の充実や処理、処分段階での再資源化の促進を図るとともに、自らも庁舎や公共施設内において、町民・事業者の模範となるような発生抑制・再資源化に取り組みます。

町の役割

- ①関係課・関係団体・関係行政機関との調整及び連携を深め、ごみの排出抑制・再資源化体制を強化する。また、職員の研修機会を設け、行政の一貫した姿勢を定着する。
- ②ごみの発生抑制、再資源化を含んだ環境啓発を教育関係機関及び老人関係団体と連携のもと推進する。
- ③その他プラスチック製容器包装の分別排出に伴う啓発を強化する。
- ④自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用を住民・事業者へ啓発する。特に紙ごみが多くなっているため、再生紙の利用を促進する。
- ⑤自ら使い捨て用品の利用を自粛する。
- ⑥多量ごみを排出する事業者に対して必要に応じ、ごみ減量化計画の策定及び状況報告を求め、発生の抑制・再資源化を指導するとともに、事業者の協力体制を強化する。
- ⑦既存のリサイクルルートに配慮し、資源回収業者の体制の整備・強化を促進するとともに、リサイクルルートの存在や役割をPRする。
- ⑧集団回収・不用品交換等の実態を把握し、情報の提供等必要な支援を実施する。
- ⑨事業者に対して、ごみの排出抑制や町民のごみ排出方法に従った分別方法及び資源化を図るよう指導すると共に、処理状況を把握するための調査を実施する。
- ⑩地域環境美化推進のため、ごみステーション設置等に対し補助する。
- ⑪自家処理を促進するためコンポスト、電動生ごみ処理機購入に対し補助する。
- ⑫町民・事業者へのPRは広報紙、パンフレット、ホームページ等により行う。また、講演会や最終処分場の視察等、町民が参加できる取組を実施する。
- ⑬ごみの収集・運搬許可業者について、分別収集及び収集資源物の資源化を図るよう指導する。
- ⑭町民を対象として、ごみの排出抑制や適正な分別排出及び資源化、4R運動の取組状況を把握するため、意識調査を実施する。
- ⑮ごみ処理有料化の実施に向け、会津若松地方広域市町村圏整備組合構成市町村と検討していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、町民の協力度、委託する業者及び会津若松地方広域市町村圏整備組合が有する再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色ガラスびん
主としてガラス製の容器	茶色ガラスびん
主としてガラス製の容器	その他ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位:トン)

収集に係る分別の区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶	17.40	17.14	16.80	16.54	16.28
アルミ缶	31.07	30.60	30.00	29.54	29.07
無色ガラスびん	46.26	45.57	44.67	43.98	43.29
	46.26	45.57	44.67	43.98	43.29
	—	—	—	—	—
茶色ガラスびん	57.54	51.01	45.01	39.88	35.33
	57.54	51.01	45.01	39.88	35.33
	—	—	—	—	—
その他ガラスびん	16.89	14.98	13.21	11.71	10.37
	16.89	14.98	13.21	11.71	10.37
	—	—	—	—	—
飲料用紙パック	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01
ダンボール	125.69	111.43	98.32	87.12	77.17
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	5.61	5.52	5.41	5.33	5.25
	—	—	—	—	—
	5.61	5.52	5.41	5.33	5.25
ペットボトル	52.86	52.07	51.05	50.26	49.47
	52.86	52.07	51.05	50.26	49.47
	—	—	—	—	—
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装、白色トレイ	147.76	145.55	142.70	140.48	138.27
	147.76	145.55	142.70	140.48	138.27
	—	—	—	—	—

<上段:合計量 中段:引渡量 下段:独自処理量>

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、第3次会津美里町総合計画・後期計画の推計人口により次のとおり設定しました。

令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
18,573 人	18,442 人	18,166 人	17,810 人	17,534 人	17,258 人
現住人口	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
実績値	98.525%	98.503%	98.040%	98.450%	98.425%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

当町の収集・運搬段階、選別・保管等段階の実施者は下表のとおりとします。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	委託業者による定期回収	民間業者
アルミ缶		
無色ガラスびん	委託業者による定期回収	会津若松地方 広域市町村圏整備組合 (環境センター)
茶色ガラスびん		
その他ガラスびん		
飲料用紙パック	委託業者による定期回収	民間業者
ダンボール		
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		
ペットボトル	委託業者による定期回収	会津若松地方 広域市町村圏整備組合 (環境センター)
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装、白色トレイ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	網かご	平ボディ車	ストックヤード屋外 ＜選別・圧縮・保管＞
アルミ缶			
無色ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車	環境センター (リサイクルセンター) ＜選別・保管＞
茶色ガラスびん			
その他ガラスびん			
飲料用紙パック	縛る	平ボディ車 パッカー車	ストックヤード屋内 ＜選別・保管＞
ダンボール			
飲料用紙パック、 ダンボール以外の紙製 容器包装	紙製袋又は縛る		
ペットボトル	網かご	平ボディ車	環境センター (リサイクルセンター) ＜選別・保管＞
ペットボトル以外の プラスチック製容器包 装、白色トレイ	袋又は網かご	平ボディ車 パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取組を進めます。

- ①町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、町民と事業者との対話や普及啓発活動を活発化するため、町民や事業者、行政からの委員で構成する町廃棄物減量等推進審議会により、計画の進捗管理と検証を行います。
- ②自治区や各種団体等の自主的な地域リサイクル活動を推進し、容器包装廃棄物の排出抑制を図ります。また、PTAによる資源物集団回収を推進します。
- ③事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化への取組を推進します。